

大分市

バリアフリー
基本構想
【大分駅周辺地区】

概要版



大分市

令和2年4月



第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、大分駅周辺地区は鉄道駅を中心に、大分県庁や大分市役所等の官公庁、商業施設等が多く立地していることから、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

また、大分駅周辺地区は、これまで「交通バリアフリー基本構想」および「旧基本構想」を通じて、重点整備地区としての位置づけをし、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

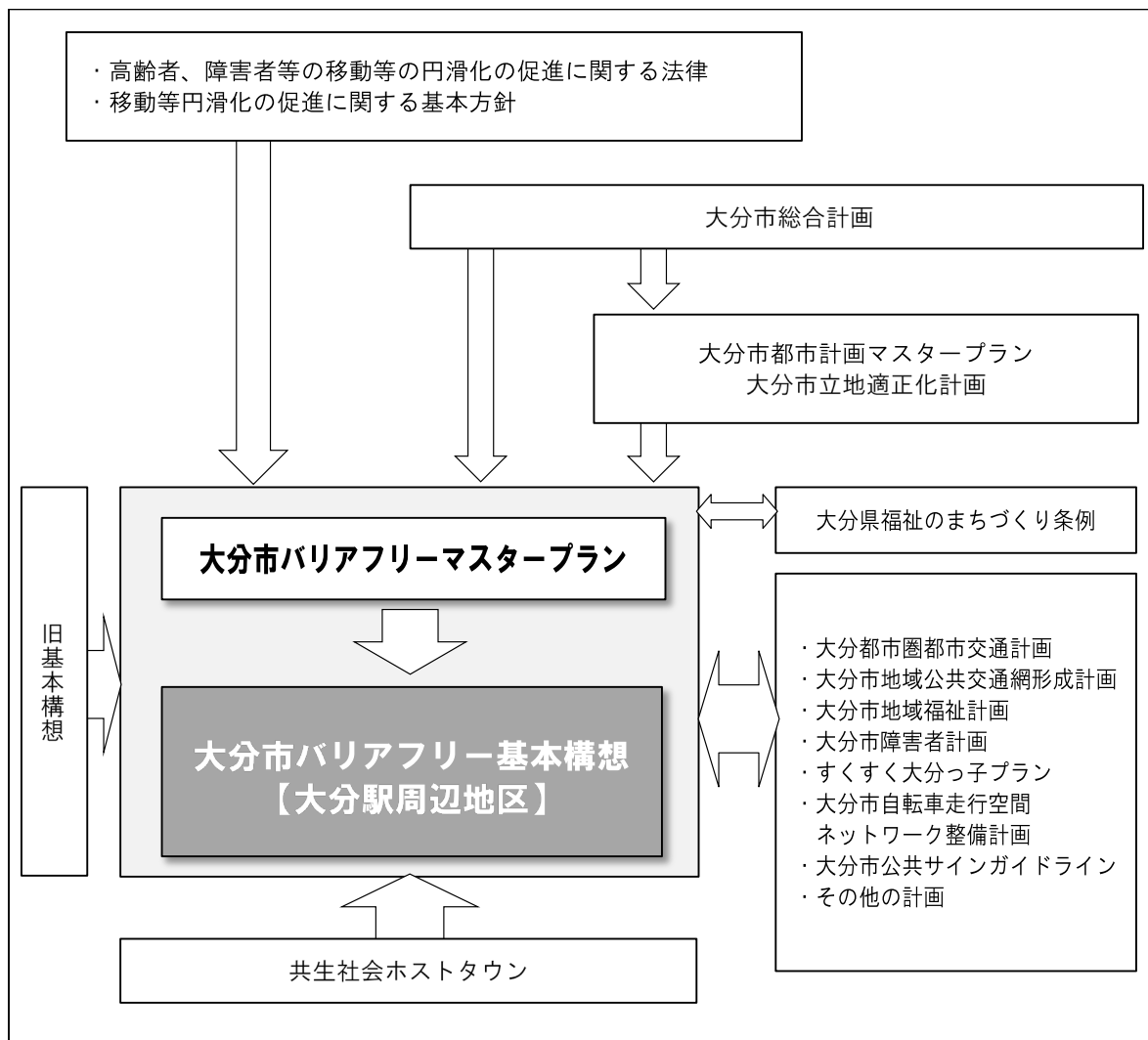
都市機能の集積した大分駅周辺地区においては、今後もバリアフリー化の必要性の高い地区として、「大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目指します。

2. 計画の位置づけ

大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】は、大分市バリアフリーマスタープランにおける、面的・一体的なバリアフリー化の方針に基づいて策定します。

また、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた事業計画を講じます。

表 - 大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】の位置づけ



3. 計画期間

大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】の計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



第2章 バリアフリーマスタープランにおける前提条件の整理

1. 基本方針

基本理念

だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市

基本方針

- 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大**
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。
- 2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化**
本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。
- 3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組**
事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取組めます。
- 4 継続的なバリアフリー化の進行管理と検証**
バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。
継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。
- 5 心のバリアフリーの推進**
安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。
市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。
- 6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進**
施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取組めます。

2. 重点整備地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の選定

大分市バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件とバリアフリー法の改正で追加された大分市地域公共交通網形成計画との調和の観点から、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置づけて選定しています。

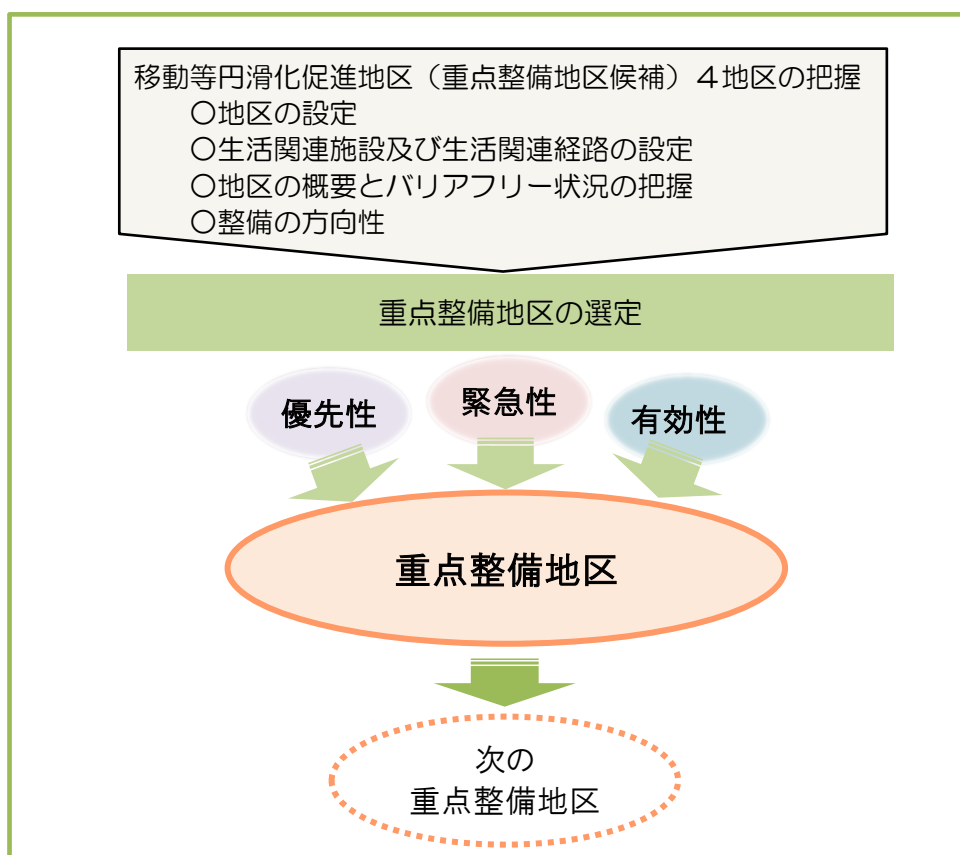
視点	JR 大分駅	JR 大在駅	JR 鶴崎駅	JR 高城駅	JR 大分大学前駅
A条件 1日平均利用者が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区	○	○	○	○	○
B条件 「大分キャンバス」の運行エリアのある地区、またはJR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区	○	○	○	○	

(2) 重点整備地区の選定

1) 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区とは、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区です。

本基本構想では、重点整備地区候補の中から、「優先性」、「緊急性」、「有効性」を考慮し、重点的にバリアフリー整備を行う「重点整備地区」を位置づけます。

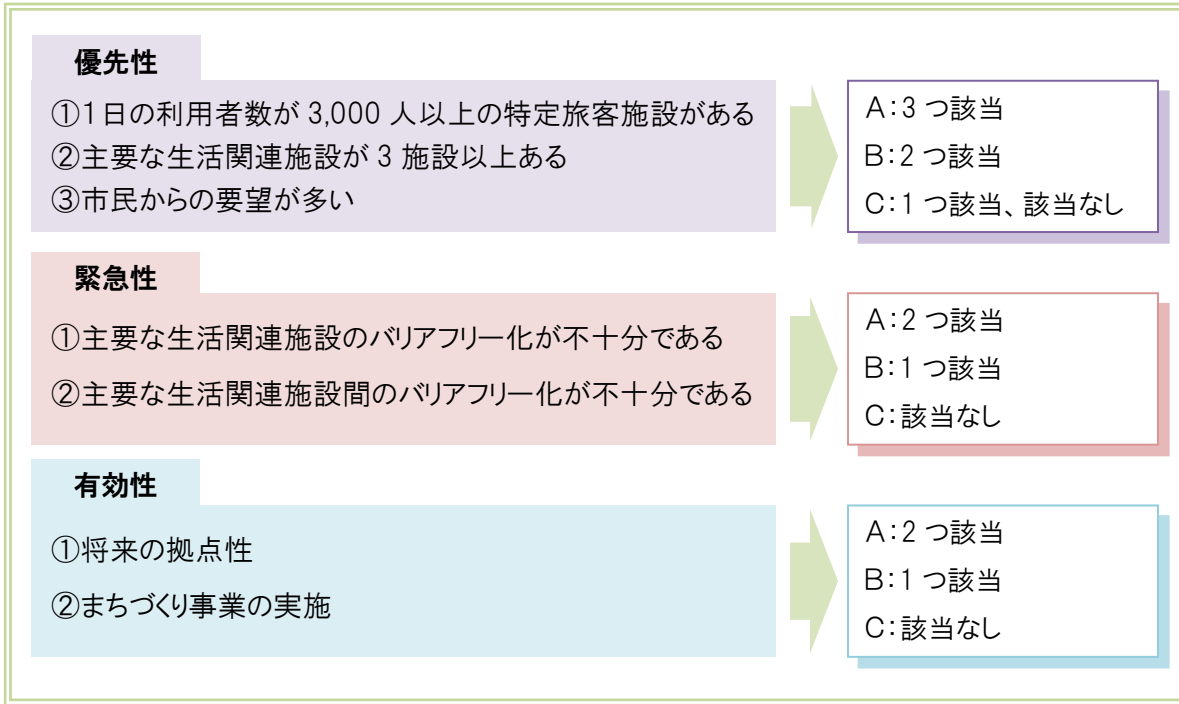




2) 重点整備地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）4地区を対象に、以下の評価の流れで重点整備地区を選定します。

移動等円滑化促進地区(重点整備地区候補)4地区



総合評価

- [評価基準3つがA]= A
- [評価基準2つがA]= B
- [評価基準1つがA]= C
- [評価基準Aがなし]= D

◆4地区の評価結果

地区名	結果	評価結果
①大分駅周辺地区	A	大分駅は、他の駅に比べて圧倒的に乗降客数が多く、駅周辺には、市役所や文化・交流施設も集積している。 将来的にも大分市の中心的拠点であり、鉄道の高架化に合わせた大分都心南北軸、中心市街地活性化事業等との連携により、効果的な整備が期待される。 以上の理由から、大分駅周辺地区を重点整備地区に選定する。
②高城駅周辺地区	C	
③鶴崎駅周辺地区	A	
④大在駅周辺地区	B	

3. 大分駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の選定

大分駅周辺地区は、中心市街地であることから多数の生活関連施設の候補が立地しています。本基本構想において、施設管理者の合意を得られた87施設を生活関連施設として位置づけます。

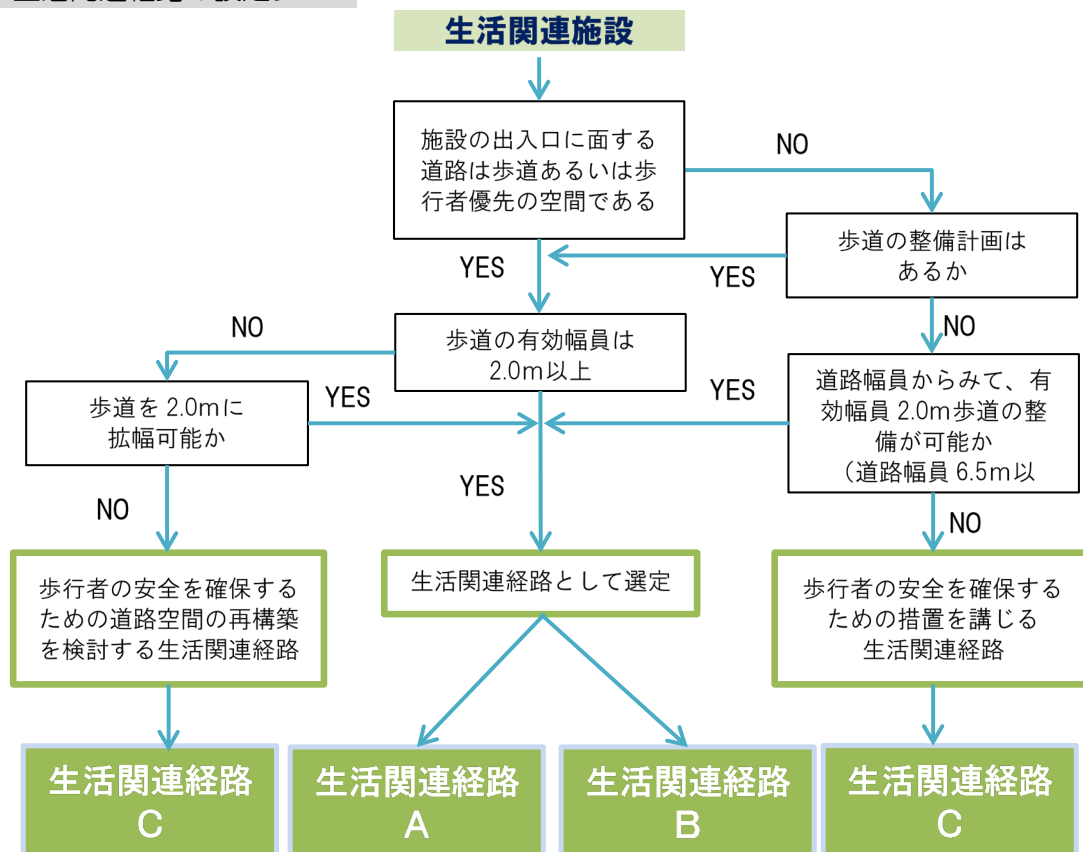
(2) 生活関連経路の選定

生活関連施設が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定するとともに、大分駅周辺地区におけるまちづくりの動きに合わせて効果的なネットワークの形成を目指します。

表 - 旧基本構想における生活関連経路の区分

区分	経路の位置づけ
生活関連経路A	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、地区の骨格を形成する主要な生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路になります。
生活関連経路B	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、生活関連経路Aを補助してネットワークする生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準の中で、実施可能なバリアフリー整備を行います。
生活関連経路C	歩道が無い、十分な幅員が無い道路であるが、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路。なお、この位置づけの経路は、歩行者の安全性を高め、実施可能なバリアフリー整備を行います。

○生活関連経路の設定フロー



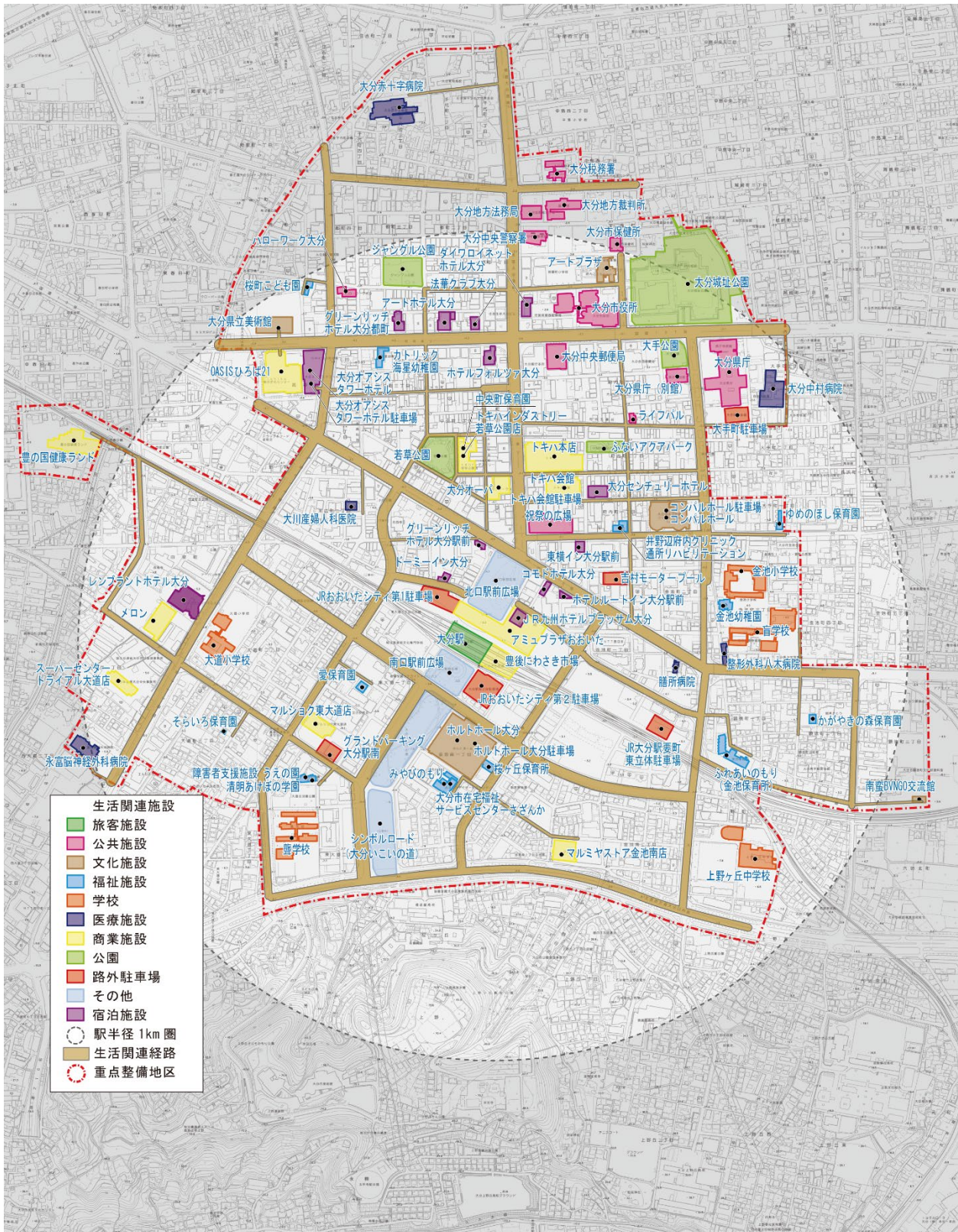


図 - 重点整備地区の区域（生活関連施設）

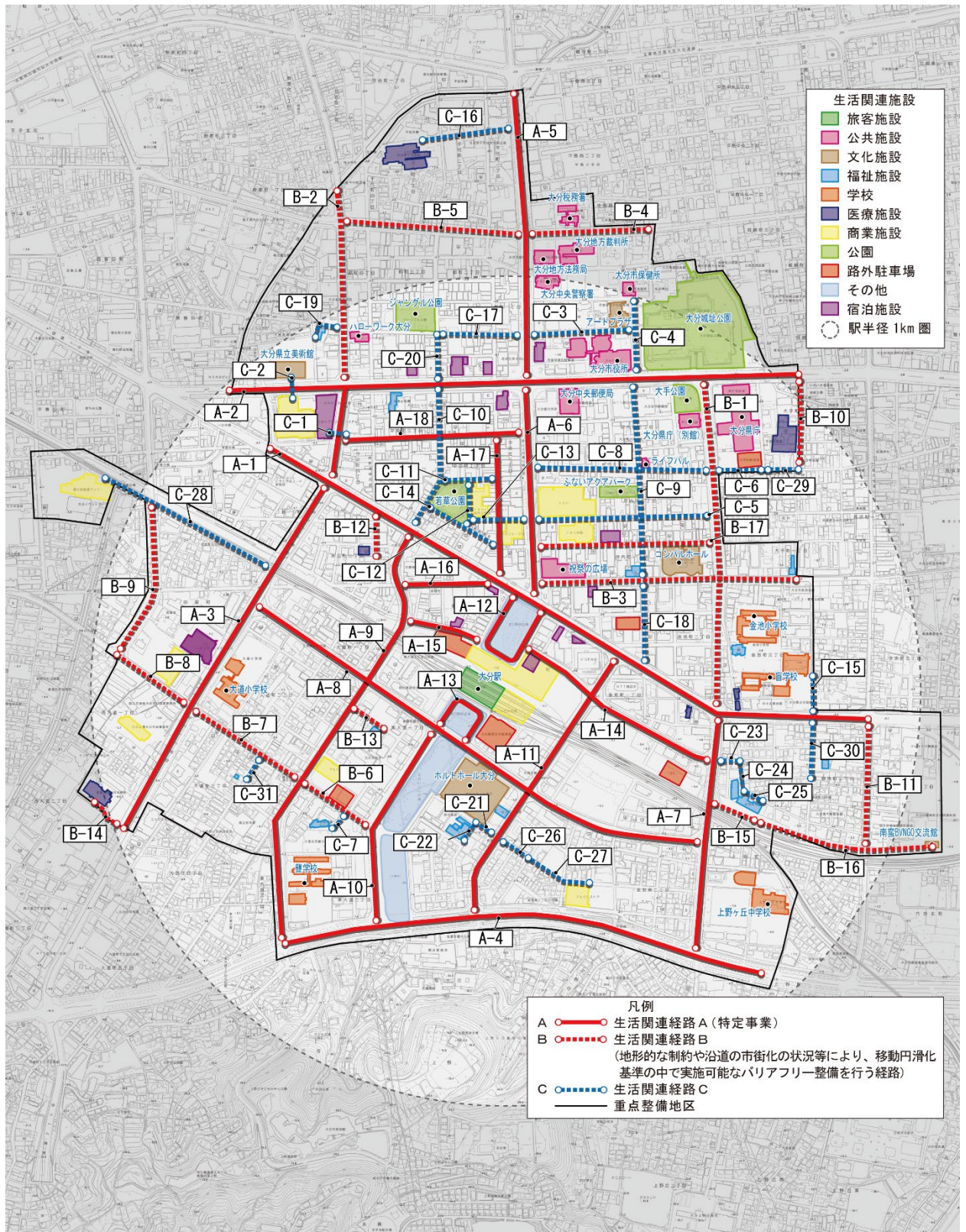


図 - 重点整備地区の区域 (生活関連経路)



第3章 大分駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題

重点整備地区における「バリアフリーに関する課題の整理（取組方策）」について以下のように整理します。

○道路について

旧基本構想に基づいた道路特定事業が令和2年に完了する見通しの中、道路に関する整備効果について、次のような意見が挙げられています。

- ・ 駐輪場の整備により歩道の放置自転車が半減された。
- ・ 踏切が無くなったことにより、南北の移動がしやすくなった。
- ・ 歩道橋が減り、歩道が安心して通れるようになった。
- ・ 大分駅からオアシス間がアーケードにより雨に濡れずに歩行できる。
- ・ 大分駅に向かう際、水の出る施設があり、子ども達が楽しめる工夫がある。

また、今後の課題としては次のような意見が挙げられています。

- ・ 歩道を利用するうえで幅員や段差、傾斜のある箇所についてできる限りバリアを取り除いてほしい。
- ・ 夜間照明や休憩施設（ベンチ）を設置してほしい。
- ・ 自転車と歩行者の通行空間の分離について検討してほしい。

令和元年10月にまち歩きを実施したルートについては、次のような意見が挙げられています。

- ・ 市役所から県立美術館に延びる国道197号の歩道について、全体的に整備され歩きやすくなったが、グレーチングの隙間が広い箇所の改善やマンホール上に点字ブロックがなく連続性が確保されていない箇所の改善、夜間の横断による不安を解消するために横断歩道接続部の縁石部分の反射鏡の設置、樹木の盛土部（保護盤）が歩道の高さより低いことによる段差の解消等が必要。
- ・ 市役所から大分駅に延びる中央通りの歩道について、横断歩道接続部の破損部分の補修による段差の解消や、歩道のタイルが滑りやすい箇所の改善、仕切弁（蓋）が盛り上がり、街路樹の保護蓋が浮いて段差ができている箇所の改良等が必要。

これらのことを踏まえ、道路におけるバリアフリー化を進めていくために、歩道や路面構造の改善等、問題点や課題を解消するための取組方策が求められます。

○公園について

公園のトイレがきれいで分かりやすく、使いやすくなったとの意見とともに、障がい者にとってトイレの利用確保は重要な問題であることから、時間制限のあるトイレ使用の解消を望む声が挙がっています。

公園におけるバリアフリー化を進めていくために、時間制限等による制約の解消に向けた取組、利用しやすい多目的トイレの整備が求められます。

○建築物・施設について

ユニバーサルデザインが施された県立美術館や、南蛮 BVNGO 交流館の周知や広報活動を行い、施設の有効活用が望まれています。また、ホルトホールに常設されている体験施設の周知を図り、利用者の増加を望む意見が寄せられていることや、市役所の本庁舎のトイレは狭いため、改修によるバリアフリー化が求められています。

今年度実施されたまち歩きにおいて、調査対象である県立美術館は、全体的にユニバーサルデザインが施されているとの意見とともに、施設内での誘導ブロックの設置不足や多機能トイレへの案内板の分かりづらさなどの改善点が取り上げられます。

○公共交通機関について

鉄道駅の利用状況について、「大分駅」が最も高く、次いで「大在駅」「鶴崎駅」「高城駅」となっています。

大分駅では、障がい者自らエレベーターでホームに上がることができ、駅員がスロープ板をもってきてくれるため乗車できますが、大分駅以外の無人駅での乗降時での対応等、課題として挙げられます。

車いすでのバスへの乗降を可能にするため、マウントアップのバス停やノンステップバスの導入を望む意見が挙がっています。

公共交通機関におけるバリアフリー化を進めていくために、特定旅客施設におけるバリアフリー設備の整備の充実、障がい者にとってスムーズな乗降が可能となるための課題の解決に向けた今後の取組が求められます。



第4章 大分駅周辺地区におけるバリアフリーの推進

1. バリアフリーの整備方針

重点整備地区における事業の実施に向けた、バリアフリーの整備方針について整理します。

生活関連経路	<ul style="list-style-type: none">■ 生活関連経路は、原則として車両と歩行者を分離するよう整備します。ただし、やむを得ず歩道の整備が不可能な場合は、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や障がい者をはじめとする歩行者の通行を優先とする措置を行います。■ 歩道等は、誰もが可能な限り円滑にアプローチできるように必要な幅員を確保し、移動上の支障となるこう配や段差の改善を進め、平坦で滑りにくい路面を確保するようにします。■ 排水施設の溝蓋は、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込まない構造とします。■ 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法は、全て JIS 規格で連続して設置し、適切に誘導できるようにします。■ 交差道路にハンプ構造を採用することが可能な場合（細街路との交差部に限る）、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮した上で、<u>段差のない横断歩道（スムーズ横断歩道）</u>の採用を検討します。■ 視覚障がい者のための音響式信号の設置や音響式信号の夜間延長、歩行者青時間の適正時間化、信号待ち時間表示、エスコートゾーン（視覚障がい者用横断帯）設置等を行い、横断の利便性と安全性の向上を図ります。
公園	<ul style="list-style-type: none">■ 出入口は、車いす使用者や障がい者等が通行しやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかなこう配を確保します。■ 多目的トイレは、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方等が安心して外出するため不可欠な、利用しやすい便所として整備します。
生活関連施設 （公園以外）	<ul style="list-style-type: none">■ 生活関連施設の更新及び建替え時には、「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設整備を行います。■ 施設出入口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の出入口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。
公共交通に関する移動円滑化 （路線バス）	<ul style="list-style-type: none">■ 低床バスの導入を推進します。■ バス停は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。■ 高齢者や障がい者の方にも、わかりやすく低床バスの時刻や、バスが来ている位置がわかるような情報提供を行います。

2. 大分駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

(1) 公共交通（バス）のバリアフリー化

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	車両	低床バス等の導入推進	R2～R6
	バス停	上屋やベンチの設置	
	時刻表	低床バスが来る時刻がわかる時刻表の改良	

(2) 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-1】 国道 10 号 ▪ 【A-2】 国道 197 号 ▪ 【A-3】 国道 210 号 ▪ 【A-4】 (主要地方道)大分臼杵線 ▪ 【A-5】 (県道)大分港線 ▪ 【A-6】 (市道)中央通り線 ▪ 【A-7】 (都市計画道路)県庁前古国府線 ▪ 【A-8】 (市道)大道金池線 ▪ 【A-9】 (市道)末広東大道線 ▪ 【A-10】 (市道)大分駅上野丘線 ▪ 【A-11】 (市道)金池桜ヶ丘線 ▪ 【A-12】 大分駅北口駅前広場 ▪ 【A-13】 大分駅南口駅前広場 ▪ 【A-14】 (市道)要町東西線 ▪ 【A-15】 (市道)末広東西線 ▪ 【A-16】 (市道)末広・明礮線 	以下に関する歩道の整備または検討を実施する。 イ) 有効幅員 2 m 以上の確保。 ただしやむを得ない場合は 1.5m 以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備	R2～R6
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-17】 (市道)中央・住吉 2 号線(中央町商店街) ▪ 【A-18】 (市道)中央町・南春日線(竹町商店街) 	現在の歩行空間に、以下のバリアフリー化を行う。 イ) 視覚障害者誘導用ブロックの修繕等	R2～R6



事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路B (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【B- 1】(都市計画道路)県庁前古国府線 ▪ 【B- 2】(市道)羽衣町・浜町線 ▪ 【B- 3】(市道)府内・金池線 ▪ 【B- 4】(市道)中島東西6号線 ▪ 【B- 5】(市道)都町・東春日線 ▪ 【B- 6】(市道)東大道二丁目1号線 ▪ 【B- 7】(市道)大道27号線 ▪ 【B- 8】(市道)大道・南春日線 ▪ 【B- 9】(市道)草場・大道線 ▪ 【B-10】(市道)大手2号線 ▪ 【B-11】(市道)顕徳・古国府線 ▪ 【B-12】(市道)末広・住吉線 ▪ 【B-13】(市道)東大道一丁目7号線 ▪ 【B-14】(市道)大道西7号線 ▪ 【B-15】(市道)顕徳町一丁目4号線 ▪ 【B-16】線路敷ボードウォーク ▪ 【B-17】(市道)府内11号線 	以下に関する実施可能な歩道の改良を行う。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備	R2～R6
	生活関連経路C (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【C- 3】(市道)荷揚4号線 ▪ 【C- 4】(市道)荷揚6号線 ▪ 【C- 5】(市道)府内10号線 ▪ 【C- 6】(市道)長浜・府内線 ▪ 【C- 7】(市道)東大道二丁目2号線 		

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	<p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【C- 8】(市道)長浜・府内線 ▪ 【C- 9】(市道)府内3号線 ▪ 【C-10】(市道)中央・住吉1号線 ▪ 【C-11】(市道)中央7号線 ▪ 【C-12】(市道)中央8号線 ▪ 【C-13】(市道)中央9号線 ▪ 【C-14】(市道)中央3号線 	<p>現状の道路形態や経路の連続性を考慮し、自動車の走行速度を落とし、歩行者を優先とする措置を図るとともに、コミュニティ道路として整備する。</p> <p>※本構想でコミュニティ道路とは、車道を蛇行させたり、ジグザグにしたり、車道にハンプを設置したりと、心理的、物理的に車の速度が低下するようにし、車道をジグザグにしたことでふくらみのできた歩道空間には植樹をしたり、花壇やベンチ等を置いたりして空間を有効に利用して景観上も配慮した道路を意味する。</p> <p>以下に関するバリアフリー化の整備を行う。</p> <p>イ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善</p> <p>ロ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良</p> <p>ハ) 段差の改良</p> <p>ニ) こう配の改良</p> <p>ホ) 排水施設の改良</p>	R2～R6
	<p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【C-15】(市道)金池・顕徳2号線 	<p>歩道幅 1.5m以上を確保できるように拡幅整備する。</p>	R2～R6



事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路C (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【C-16】(市道)千代3号線 ▪ 【C-17】(市道)都町・王子中線 ▪ 【C-18】(市道)金池西3号線 ▪ 【C-19】(市道)都町・王子中線 ▪ 【C-20】(市道)中央・住吉1号線 ▪ 【C-21】(市道)金池南一丁目3号線 ▪ 【C-22】(市道)金池南一丁目5号線 ▪ 【C-23】(市道)顕徳町一丁目1号線 ▪ 【C-24】(市道)金池・顕徳1号線 ▪ 【C-25】(市道)顕徳7号線 ▪ 【C-26】(市道)金池南一丁目11号線 ▪ 【C-27】(市道)金池南18号線 ▪ 【C-28】日豊本線(JR九州)高架下 歩行者道 ▪ 【C-29】(市道)長浜・府内線 ▪ 【C-30】(市道)金池・顕徳2号線 ▪ 【C-31】(市道)末広・明磧線 	自動車の走行速度を落とし、歩行者を優先とする措置を図る。 イ) イメージハンプの設置等 ロ) 歩行者空間の実施可能なバリアフリー化を行う。	R2~R6
関連事業	生活関連経路C (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【C-1】オアシスひろば21に連絡するペDESTリアンデッキ ▪ 【C-2】オアシスひろば21と県立美術館を連絡するペDESTリアンデッキ 	イ) 歩行者空間の実施可能なバリアフリー化の整備を行う。	R2~R6

(3) 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	公園 (公園名) ▪ 若草公園 ▪ ジャングル公園 ▪ ふないアクアパーク ▪ 大手公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良(十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等) ロ) 多目的トイレの多機能化(洗面器周辺の手すり設置等高齢者、障がい者等の利用に適した機能の追加) ハ) 高齢者・障がい者等の利用に適したベンチへの改良や設置	R2~R6
関連事業	公園 (公園名) ▪ 大分城址公園	史跡等の保存・保全等の必要性から整備が制限されることから、実施可能なバリアフリー化(園路の改良、段差の解消、高齢者や障がい者等の利用に適した掲示板等)を実施する。	R2~R6

(4) 建築物のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	大分市役所(本庁舎)	庁舎内のトイレ改修等を実施する。	R2~R6
	大分市保健所	和式便所から洋式便所への変更	R2~R4
	金池小学校	「大分県福祉のまちづくり条例」に適合したバリアフリー化を実施する。	R2~R4
関連事業	コンパルホール	実施可能なバリアフリー化を行う。 イ) 和式便所から洋式便所への変更(の検討)等	R3~R6

(5) 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A	生活関連経路Aに関する交差点等で、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を実施する。	R2~R6
関連事業	生活関連経路A以外の生活関連経路	生活関連経路B及びCに関する交差点等で、必要に応じて、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を推進する。	R2~R6



第5章 大分駅周辺地区におけるバリアフリー化の推進に向けた取組

1. 心のバリアフリー

(1) 心のバリアフリーに関する問題と課題の整理

ヒアリングによる問題と課題の整理

- ・バリアフリーに関して認識は向上していると感じます。
- ・県立美術館では聴覚障がい者の為にタブレット端末を使いビデオ通話で大分県聴覚障害者センターと手話で会話できます。
- ・JR大分シティではインフォメーションで筆談を行っています。
- ・大分バスでは視覚障がい者に対して、音声案内・系統案内を行っています。
- ・大分交通ではモニターにて2つ先のバス停を案内できます。ほぼ全ての車輌に多言語で表現されています。
- ・バス事業者の（特に運転手に対する）教育、研修等のソフト面の強化が大事です。
- ・バリアフリーが施されたトイレの表記について、障がい者が主に使うトイレだと一目で分かるような表記（例えば「バリアフリートイレ」）が望まれます。

住民アンケート調査による問題と課題の整理

- ・「心のバリアフリー」について、約6割が「共感できる/好ましい」と感じています。しかしながら、研修会等への参加について約6割が「参加経験はない」と回答しています。参加経験者の内訳をみると、学校や勤務先で「心のバリアフリー」に関して学ぶ機会があったとしています。
- ・「心のバリアフリー」の推進は、学校教育や広報活動が有効であると感じており、これらを充実させることにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られるものと思われます。また、困っている人を見かけた人の約8割が「手助けをした」と回答しており、「心のバリアフリー」の取組を充実し「ソフト面」からバリアフリー化を推進することが望まれます。
- ・「バリアフリーは環境整備だけでは完璧だと思いません。まずはバリアフリーを知ることと理解すること、気づくことが大切だと思います。そのための教育、情報発信の工夫が必須です。人で支援できればそれもバリアフリー、物に頼るだけではなく、弱い人、困っている人に手を差し伸べる雰囲気づくりも必要です。」

このように、バリアフリーによる活動の周知や普及、住民参加の推進、啓蒙・啓発活動の必要性が求められています。

まち歩きによる問題点と課題の整理

- ・大分市役所、誘導ブロックに接近している看板があります。
- ・北口駅前広場、バス停の風よけが誘導ブロックに近く、誘導ブロック上でバスを待っている人がいます。
- ・北口駅前広場、音声案内が少ないです。
- ・北口駅前広場、イベント時のカラーコーンが誘導ブロック付近に設置されています。

(2) 大分駅周辺の重点整備地区における心のバリアフリーの取組方策

バリアフリーに関する認識や関心、普及について、県立美術館では聴覚障がい者のために、タブレット端末やビデオ通話等を用いて手話で会話ができたり、JR大分シティでは、イン

フォーメーションで筆談することができます。大分バスは、視覚障がい者に対して、音声案内・系統案内を行っており、大分交通においては、モニターにて2つ先のバス停を案内し、ほぼ全ての車輛に多言語でアナウンスしています。

このように、バリアフリーに関する認識や関心、普及の面において向上している状況が伺えます。

その反面、住民アンケートの調査結果では、心のバリアフリーについて、約6割の回答者が共感できるあるいは好ましいと感じていますが、研修会等への参加については、約6割が参加経験がないと回答しています。このことから、学ぶ機会に対する積極的な参加の促進が望まれます。

また、心のバリアフリーの推進は、学校教育や広報活動の有効性、ルール・マナーに関する啓発活動の必要性があると感じており、これらを充実することにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られます。

2. 基本構想の推進体制

今後、各施設管理者等がバリアフリーマスタープランに基づいた取組を推進していくために、定期的に事業の実施について進捗を検証し、見直し、改善します。

また、一体的で連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が庁内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリー基本構想推進協議会」と相互に連携を図ります。

推進協議会では、基本構想に定める整備目標等の進捗確認や、面的・一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容について、住民参加の場を提供し、広く市民との情報提供に努め、住民参加と意見の反映を促進します。

